

第5章 防災

第1節 方向性

防災の基本方針（「第3章 大綱・基本方針」を参照）に基づき、防災の方向性を以下に示す。

- ・ 夜間における巡回警備の実施等により、防災防犯対策の強化を図る。
- ・ 災害時における避難経路となるルートの設定及び来訪者への周知を図る看板等の整備を検討し、来訪者の安全かつ円滑な避難を促す。
- ・ 災害を未然に防ぐための植生管理方法について検討する。
- ・ 災害が発生した際に迅速な対応を行うための緊急連絡体制を構築する。
- ・ 火災、地震、風害等の災害に備え、来訪者の安全を確保するための対策、方法等を定める。

第2節 防災・防犯における現状・課題

1 史跡の防災・防犯における現状・課題

(1) 警備体制における現状・課題

史跡指定地内は、杉の丸地区、樅の丸地区及び城山外縁地区を除き一般開放されている。一般開放されている区域のうち、本丸地区については夜間は閉門されているが、それ以外の箇所については、24時間開放している状況である。

防犯上の理由により、非公開とする

(2) 避難活動における現状・課題

城前広場付近から天守に至る動線は、大手道を通して登城するルートが主要な観覧動線となっているが、急勾配であり、舗装の老朽化等が顕著であるため、災害時の避難経路としての安全性が懸念される。

また、地震による石垣の崩落や、火災や倒木等により避難経路が遮断された場合に、安全に避難できるルートの確保が必要である。

(3) 予防対策における現状・課題

史跡指定地内については、犬山市火災予防条例第23条の規定により、禁煙となっている。原則として火気の使用を禁止しており、各所に「火気厳禁」の注意看板を設置して、火災の予防に努めているが、本丸内の売店において火気（LPG）を使用している。また、神社の宗教行事等においても火気を使用する場合がある。

加えて、史跡指定地内には民有地が存在しているため、犬山城の来訪者の他、各施設の利用者及び業務従事者等への周知・啓発を行う必要がある。

城山及び三光寺山の丘陵地斜面の大半は土砂災害警戒区域（斜面の一部は土砂災害特別警戒区域）に指定されている。大規模な土砂災害の被災履歴はないが、過去に土砂崩れが発生した箇所が一部あり、予防処置や緊急対応等の体制を整える必要がある。

(4) 緊急連絡体制における現状・課題

天守については、本計画及び『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』等により、災害時の緊急連絡体制が構築されているが、史跡全体としての緊急連絡体制は構築されていない。

史跡指定地内には私有地が存在しているため、各所有者との連携を強化し、災害時の迅速な連絡体制を構築する必要がある。

2 天守の防災・防犯における現状・課題

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 天守の燃焼特性と火災発生のリスク

犬山城天守は木造建築であり、建物自体の燃焼性は高い。

(ア)天守外部

一・二重は大壁造であるが、壁の下見板、建具の戸板等木部の露出が多い。また、三重は真壁造となっており、柱等の木部が露出している。そのため、放火や落雷等による火災に注意する必要がある。

天守の瓦屋根と大壁造の部分は延焼に対して一定の耐火性を持っているが、真壁造の部分や高欄等木部の露出部分は延焼の被害を受けやすい。天守の南面が本丸の広場であり、残りの三面が丘陵の斜面となっているため、城郭内や市街地の建物からの飛び火の被害を受ける可能性は低いものの、天保13年(1842)に犬山余坂から城郭まで延焼し、松の丸、桐の丸、樅の丸に被害が出た記録がある。天守は樹木に囲まれていることから落雷等により周辺樹木に着火した場合の飛び火にも警戒する必要がある。

(イ)天守内部

軸部、建具、天井、床板、畳等、可燃部材の露出部分が多い。また、階段室等が区画されておらず、燃えやすい上に火が回りやすい状態である。さらに、電気配線やコンセント等の電気設備には昭和の解体修理時に設置したものもあり、故障による出火の危険性がある。そのため、放火や電気火災等による天守内部からの出火に注意する必要がある。

イ 防火管理の現状

(ア)防火管理者と消防計画

防火を含め、犬山城天守の防災は現在犬山城管理事務所が担当している。消防法第8条第1項に基づき、犬山城管理事務所の所長を防火管理者として選任している。また、同法の規定に基づき、『犬山城消防計画』を策定し、消防計画に犬山城天守における防火並びに防災の管理業務について必要な事項を定めている。消防計画の中に避難誘導班、消火班、通報連絡班、救護班から構成される自衛消防隊の体制と任務分担を定め、『犬山城防災マニュアル』を別途策定し、各班の詳細行動フローを定める。

本計画は防火・防災の課題を明確化させ、その対策方針を定める。具体的な対策については消防や防災の専門家と協議し、必要に応じて別途詳細な計画を策定し実行に移す。『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』については、今後必要に応じて改良していく。

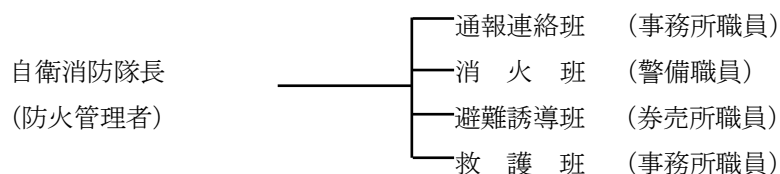
表 5.1 犬山城組織体制（令和2年度時点）

防犯上の理由により、非公開とする

表 5.2 『犬山城消防計画』の内容一覧

国宝犬山城天守消防計画（防火管理規程）	
第1条	目的
第2条	消防計画の適用範囲
第3条	防火管理者の権限及び業務
第4条	消防機関への報告、連絡
第5条	火災予防上の遵守事項
第6条	建物等の自主点検
第7条	消防用設備等の点検、記録及び報告
第8条	不備欠陥等の整備
第9条	自衛消防組織
第10条	震災対策
第11条	注意情報発令時の対応策
第12条	警戒宣言発令時の対応策
第13条	教育訓練

表 5.3 自衛消防組織（第9条第2項関係）、『犬山城消防計画』より抜粋



	任務分担
通報連絡班	消防機関へ通報する。 城内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火及び城内の避難誘導を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。
救 護 班	応急救護所の措置を行う。 負傷者の応急措置を行う。 負傷者のうち、緊急を要する者の救急要請を行う。

※各班員は、この任務分担を主とし、状況に応じて臨機に他の任務を応援する。

(イ)防火・防犯・火災警報の現状

防犯上の理由により、非公開とする

表 5.4 建物等の自主検査、『犬山城消防計画』より抜粋

<p>防犯上の理由により、非公開とする</p>

(㊦)初期消火の現状

犬山城天守で火災が発生した場合には、自動火災報知設備と連動した火災通報装置から 119 番通報される。被害を最小限にとどめるため、防火管理者を隊長とする自衛消防隊の消火班が消火器等による初期消火及び城内の避難誘導を行う。消火班及びその他各班の詳細行動と心得『犬山城防災マニュアル』に定め、各職員が熟知するように教育、訓練を行っている。なお、職員は無線機を携帯しており、職員間の周知を徹底している。

<p>防犯上の理由により、非公開とする</p>

職員が非常時に迅速かつ的確に行動がとれるように、毎年の文化財防火デー（1月26日）付近に消防訓練を実施している。また、防災教育も毎年1回以上実施している。訓練と教育の内容について『犬山城防災マニュアル』に定める。

(㊧)避難活動の現状

火災発生時に、通報連絡班は放送設備で来訪者に火災発生のアナウンスを行い、被害状況を把握し、他の職員と情報共有する。避難誘導班は来訪者等が混乱せずに退城できるように誘導し、逃げ遅れた者の確認を行う。原則として自衛消防隊長から指示があるまで来訪者を売店前へ待機させる。避難誘導班の詳細行動と心得は『犬山城防災マニュアル』に定め、各職員が熟知するように教育、訓練を行っている。なお、平常時は天守の登閣人数を最大200人に制限しており、天守入口の靴脱ぎ場で靴を入れるビニール袋200枚にて登閣人数の管理を行っている。

(㊨)消防隊による本格的な消防活動の現状

犬山市消防署北出張所は城山の東側（路線距離約0.8km）にある。天守は「城山」と呼ばれ

る独立丘陵の北端に立地するため、消防隊は犬山城前広場に車両部署し、大手道を徒歩で進入する。消防隊の小型消防車両は大手道を進入できるが、消防機関の判断では車両運行より徒歩のほうが有効である。水利については、1次的に犬山城の地下式貯水槽と併せて城下町等直近の消防水利を使用する。毎年の文化財防火デー（1月26日）付近で消防訓練を実施しており、訓練結果について犬山市消防署の助言と講評を得る。『犬山城消防計画』の規定により、防火管理者は、防火管理の適正化を図るため、常に消防機関と連絡を密にすることとしている。



図 5.1 城山内の火気厳禁表示



図 5.2 天守裏（北面）の放水銃



図 5.3 四階の屋内消火栓と消火器



図 5.4 消防訓練（令和3年1月）



図 5.5 犬山城天守周辺の防災設備と避難ルート

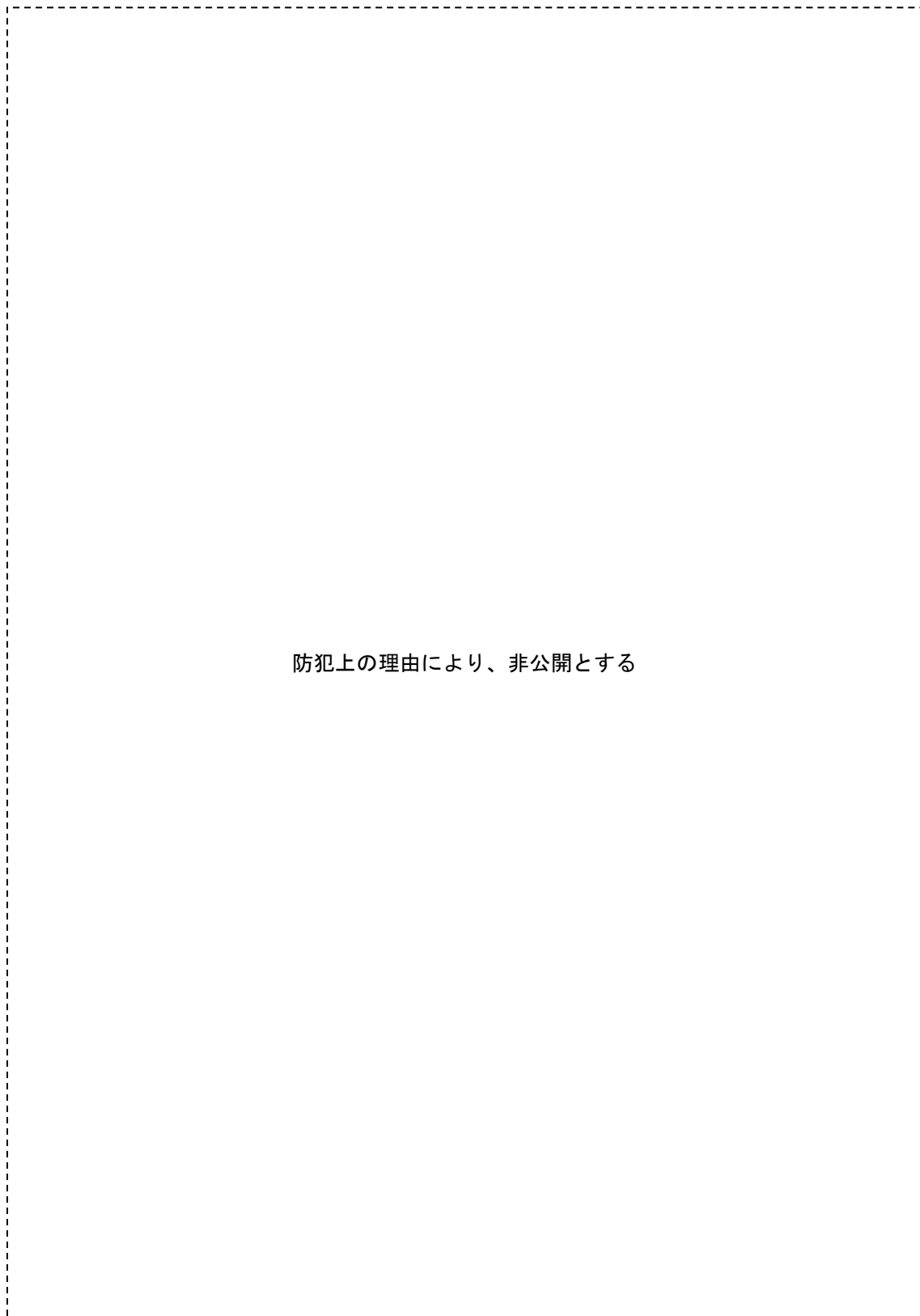


図 5.6 天守内の防災設備と避難ルート

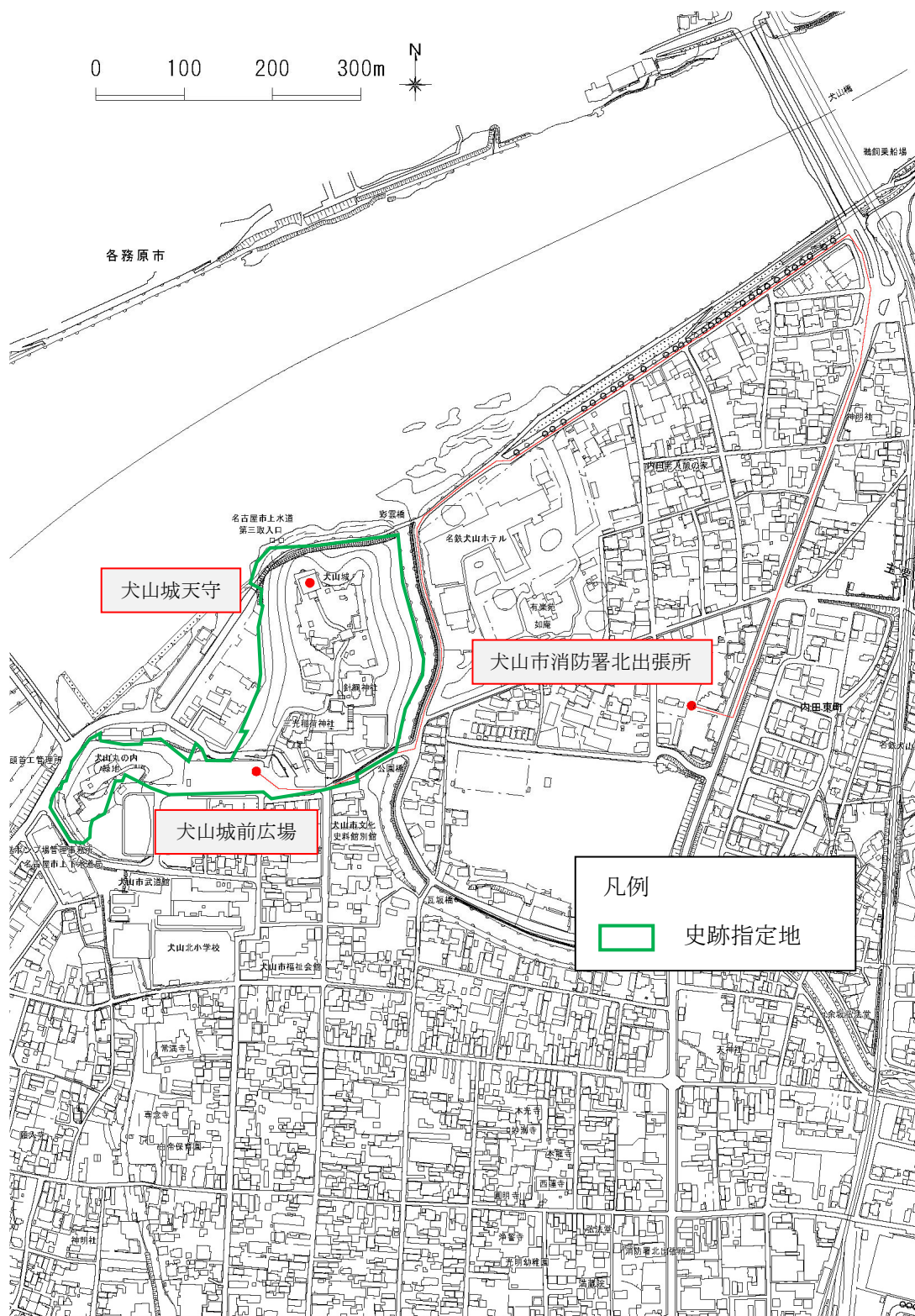


図 5.7 犬山市消防署北出張所から犬山城前広場までのルート
 ※約2分(0.8km)を要する

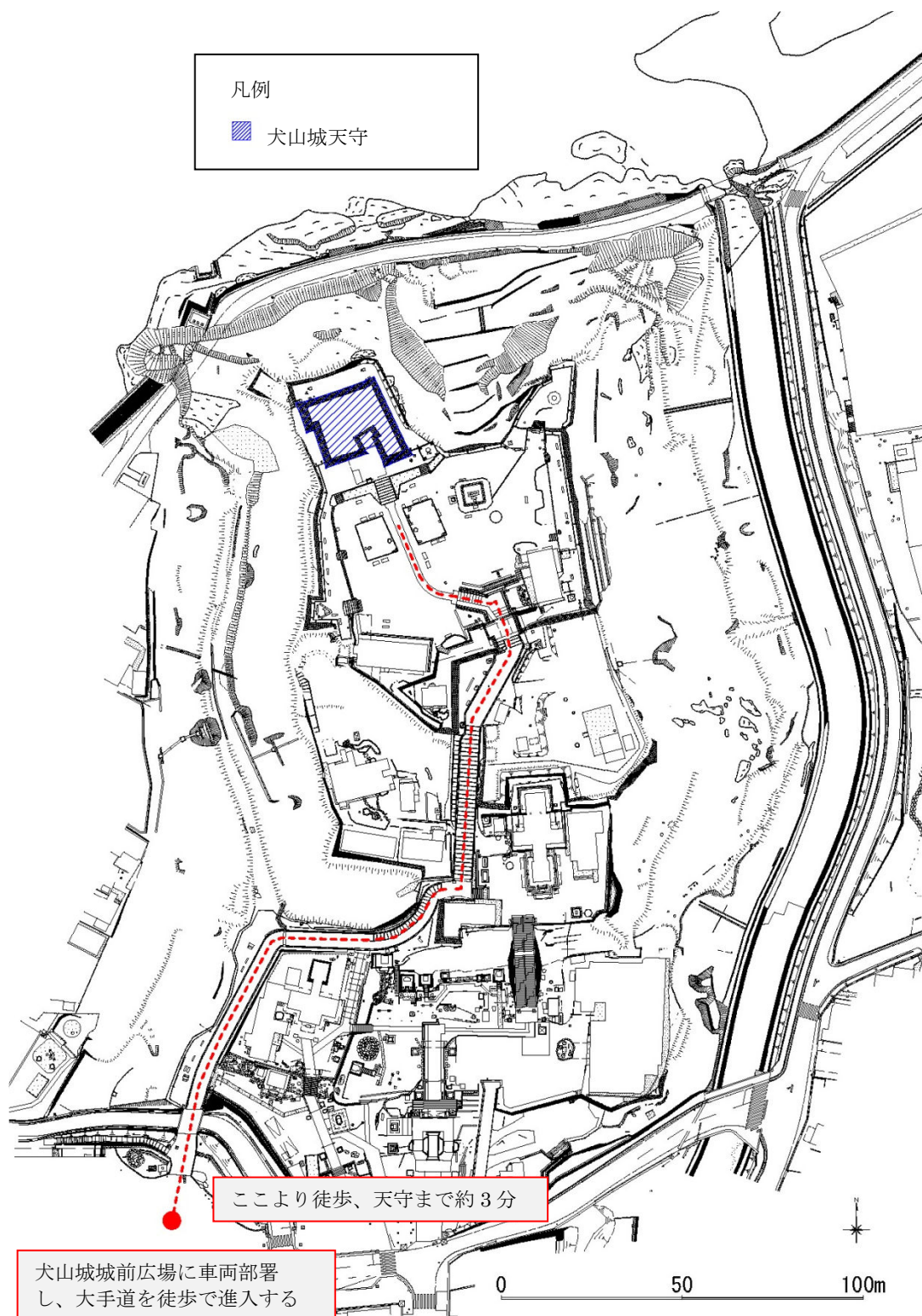


図 5.8 消防隊の天守までの進入経路

ウ 火災に係る課題

犬山城天守は現在『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』に基づき防火管理業務が行われており、防火管理者を隊長とする自衛消防隊の体制も整っている。また、消防法で義務付けられている消防用設備等は全て設置されているほか、屋内消火栓、放水銃及び屋外消火栓が任意で設置されている。

しかし、天守は現在公開により不特定多数が来訪しており、天守の燃焼特性（延焼や急激な火災の拡大のリスクが高い）と建築特性（縦方向の移動と避難が困難）により、特に火災発生時に不利な点が多く、現在の消防体制と措置で対応しきれない可能性がある。下記の表に犬山城天守の火災に係る課題を「防火・防犯・火災警報」、「初期消火」、「避難活動」と「消防隊による本格的な消火」の観点から整理し、「第5章 第3節 2(1) 防火管理計画」、「第5章 第3節 2(2) 防犯計画」と「第5章 第3節 2(3) 防災設備計画」で対策の基本的な考え方を示す。

表 5.5 犬山城天守の火災に係る課題

<p>防犯上の理由により、非公開とする</p>



図 5.9 天守東面の樹木



図 5.10 出入口前のテント

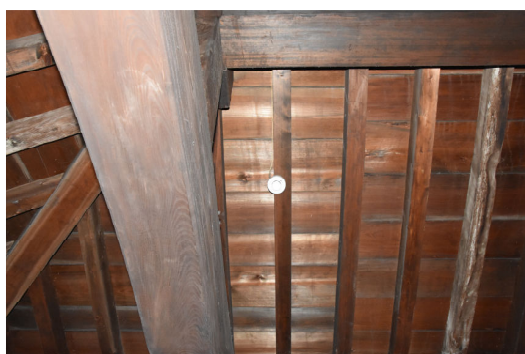


図 5.11 二階煙感知器の設置位置に工夫が必要



図 5.12 階段の段差が大きく、転倒事故の危険性がある



図 5.13 消防車両の進入が困難な大手道

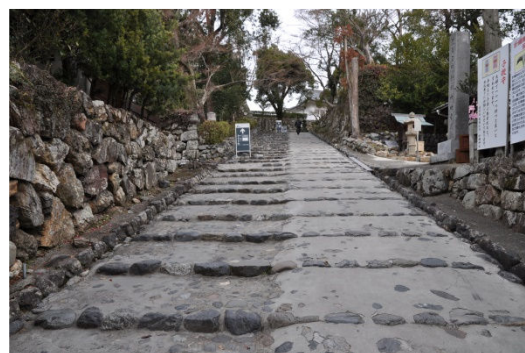


図 5.14 大手道の急勾配

(2) 防犯における現状・課題

ア 事故歴

これまでき損、放火、盗難等による深刻な事故の履歴はない。ただし、軽微な落書きの被害があった。

イ 防犯の措置

防犯上の理由により、非公開とする

防犯上の理由により、非公開とする

(3) 防災設備の状況

ア 防災設備の設置状況

犬山城天守に設置している防災設備は下の表のとおりである。

表 5.6 犬山城天守の防災設備一覧

防犯上の理由により、非公開とする

(4) 耐震対策の状況

平成24年(2012)から同26年にかけて、犬山城天守の耐震診断を実施した。耐震診断の結果を踏まえた上で、同27年から天守の破損状況を調査し、修理計画の中で耐震補強案を検討した。工事は同30年から着手し、令和元年(2019)に竣工した。必要耐震性能の目標は大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないこととして安全確保水準に設定した。

ア 耐震診断

構成部材の許容応力度や復元力特性に基づいて天守の耐震性能を把握するために、以下の調査を行った。

表 5.7 耐震診断の調査事項

調査	目的
RC レーダ調査、X線調査	壁内部の筋交いの位置・仕様(接合状況)の確認
地盤調査(ボーリング調査、標準貫入試験、PS 検層)	地層構成と土質工学的性質(静的、動的)の確認
常時微動調査	建物の固有周期、振動モード、並進・ねじれ周期、減衰定数、周辺地域の地盤特性の確認
壁の水平加力試験	天守の土壁と板壁の耐震性能(復元力特性)の検討
石垣 3D レーザ測定	石垣の状況把握

調査により得られた情報から解析モデルを作成し、応力解析、部材断面の検証、限界耐力計算と振動応答解析を行った結果、以下の課題が判明した。

- ・ 二階床及び二階軒桁レベルの外壁と内側の柱の水平変形の差が大きく、土壁の面外曲げによる落下が懸念される。
- ・ 三・四階の東西方向においては、開口を有することで筋交いの配置が少なく、補強の必要がある。
- ・ 一階梁が端部の欠損で入側柱から抜けかかっている箇所がある。

イ 耐震補強

以上の結果を踏まえて、犬山城修理委員会の助言を得ながら耐震補強案を検討した。検討において、耐震性能の向上効果のみならず、既存部への損傷、可逆性、耐久性、内観への影響と施工性等も考慮した。具体的に、以下の補強を実施した。

- ・ 二階武者走り床組の根太間に、構造用合板による水平構面の補強をすることによって、二階床レベルの外壁と内側の柱の水平変形の差を抑制する。(合板の下に化粧板を貼り付け、天守内観に調和させる)
- ・ 三・四階の南北面壁の内部に、構造用合板を用いて補強することによって、三・四階東西方向の変形量を抑える。
- ・ 一階梁が入側柱から抜けかかっている箇所に金物を設置し、落下を防止する。

天守石垣については、濃尾大地震の時に天守西面の一部が崩壊した。昭和期の解体修理に際して、根石を除き全部解体し、練積で積み直されたほか、東面と北面東端の一部は根石まで解体し、地中梁状の基礎コンクリートを入れ、石垣根元の補強が実施された。平成30年度(2018)

から令和元年度(2019)にかけて天守台石垣の詳細調査と石垣カルテの作成を行っている。今後は目視による定期点検を行い、石垣の抜け、割れ、孕みといった危険性のある箇所を把握するなど、天守台全体の安定性と安全性の確保に努める。



図 5.15 水平構面補強、枳材固定状況

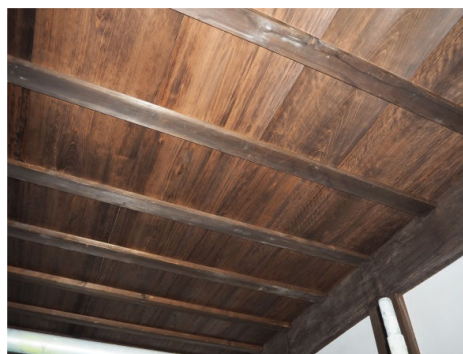


図 5.16 水平構面補強、化粧板古色塗完了



図 5.17 梁仕口補強 金物取付状況 (上から見る)

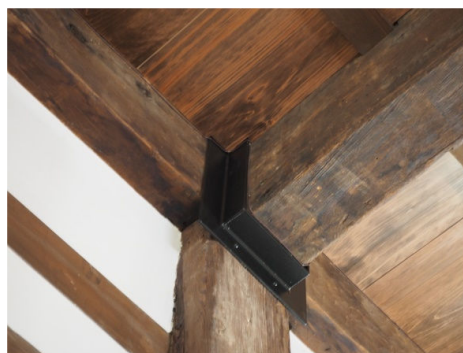


図 5.18 梁仕口補強 金物取付状況 (下から見る)

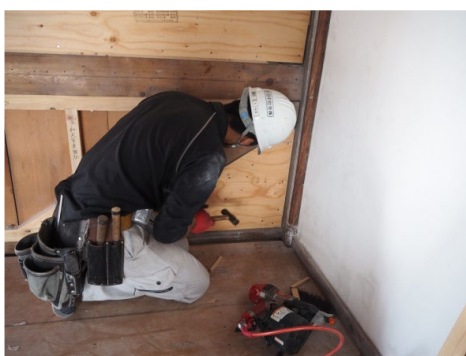


図 5.19 壁補強 合板取付状況



図 5.20 壁補強 合板取付 (小壁は縦板復旧後の状況)

(写真はすべて『国宝犬山城天守保存修理工事報告書』(2020) から引用)

(5) 風害対策の状況

犬山城天守は城山頂部にそびえ建ち、強風・暴風の襲来時に被害や影響を受けやすい。被災履歴を見ると、昭和34年（1959）に伊勢湾台風で三重屋根の降棟が落ち、瓦が破損し、壁漆喰も被害を受けた。また、平成11年（1999）にも台風の被害を受け、屋根と漆喰の部分修理が行われた。さらに近年は台風の影響で、平成29年に3回、同30年に2回の閉門（休城）が行われた。そのため、天守は強風に対して、屋根や外壁等の被害防止と来訪者の安全確保が重要な課題である。

(6) その他の災害の状況

落雷

犬山城天守は城山頂部に立ち、屋根には鯨等の突起部があるため、落雷の被害を受けやすい。昭和期の解体修理のときには、文化10年（1813）に落雷の墨書が発見され、天守は相当な被害を受けたと見られる。また、平成29年の鯨の破損についても落雷が原因であると推定されている。避雷設備の保守点検の徹底及び周辺樹木等への落雷の危険性等に配慮した落雷についての予防対策を検討する必要がある。

第3節 防災・防犯対策の方法

1 史跡の防災・防犯対策

(1) 防犯対策

- ・ 史跡指定地内の防犯カメラの増設を検討する。
- ・ 看板等の設置を検討し、犬山城の来訪者及び各施設利用者への周知・啓発を図る。

(2) 避難活動

- ・ 一般開放されている区域から、周辺の空地（城前広場及びキャッスルパーキング等）までの避難経路を示した看板、ポスター等を設置し、避難経路の周知徹底を図る。
- ・ 大手道の舗装の改修等を行う。
- ・ 一つの経路が遮断された場合や、避難者の流入超過等により円滑な避難ができない場合を想定し、複数の経路から避難活動を行うことができるよう天守から神社有地を通して避難する経路の活用や、新たな経路の整備等を検討する。

(3) 減災及び予防対策

ア 防火対策

- ・ 日常の維持管理等により、電気設備の点検や火気・可燃物の管理を徹底する。
- ・ 史跡指定地内において火気を使用する際には、火気設備や器具等の利用に関する確認項目を策定し、火元責任者が火気器具等を随時自主点検する等、管理を徹底する。
- ・ 看板等の設置を検討し、犬山城の来訪者及び各施設利用者への周知・啓発を図る。
- ・ 枯損木の伐採等を行い、延焼の抑制に努める。

イ 地震・風水害対策

(ア)建築物

- ・ 天守を除く建築物のうち継続して利用するものについては、現在の建築基準関係規定に基づく耐震基準等を満たした整備、改修等を実施し、安全性の確保に努める。
- ・ 「第4章 第4節 植生管理」に従い、建築物の安全確保に問題のある樹木等を適切に措置する。

(イ)石垣

- ・ 「第4章 第2節 4 個別の諸要素の具体的な保存方法」に従い、石垣カルテによる現状把握を継続し、変状が確認される箇所や、崩落等の危険性の高い箇所等について、修復等の措置を行う。
- ・ 「第4章 第4節 植生管理」に従い、石垣やその周辺に生育している樹木等を積極的に整備する。

(ウ)切岸、土塁、堀跡等

- ・ 「第4章 第2節 4 個別の諸要素の具体的な保存方法」に従い、日常の維持管理を適切に行い、土砂の流出や堀際部分の洗掘が生じる可能性がある箇所等について、修復等の措置を行う。

- ・ 「第4章 第4節 植生管理」に従い、斜面を崩落させる危険性のある樹木等を適切に措置する。

ウ 土砂災害対策

- ・ 「第4章 第4節 植生管理」に基づき、地表面の植生を維持しつつ、斜面を崩落させる危険性のある樹木や枯損木等について状況に応じた適切な措置を行う等、予防処置や緊急対応等の体制を整える。

エ 復旧

- ・ 原則として、史跡の本質的価値を損なうことなく旧来の状態に復するものとする。
- ・ 災害を契機として調査・研究の深化を図り、それにより得られた新たな知見に基づく発展的な復旧を視野に入れた改修、整備を検討する。
- ・ 有識者等の指導のもと、復旧の手法、工程や費用等を総合的に勘案した復旧計画を立案し、可能な限り被災状況や復旧過程の公開を実施し、史跡の保護に対する気運を高める。
- ・ 被災状況及び被災原因等の調査・研究を実施し、調査報告書としてとりまとめ、今後の災害に備える。

2 天守の防災・防犯対策

(1) 防火管理計画

前項に示した課題に対する対策の基本的な考え方を示したうえで、既存の防火体制と措置の改善及び強化のための方策を定める。

ア 防火管理者等の氏名及び住所

氏名 消防法施行令の規定による防火管理講習の課程を修了し、かつ管理権原者（犬山市長）が選任した職員を防火管理者とする。

住所 犬山市大字犬山字北古券 65 番地 2

イ 防火環境の設定と整備

犬山城天守周辺及び城山全体の火災リスクを最小限にするように努める。屋外消火栓の管理を必要とすることから、これを包含するように犬山城天守の周囲 20m の範囲の土地を防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という）とし、この区域内では火気の使用及び危険物品の持ち込みを原則禁止とする。防火管理区域以外での火気の使用及び可燃物の管理については次の項目で扱う。

防犯上の理由により、非公開とする

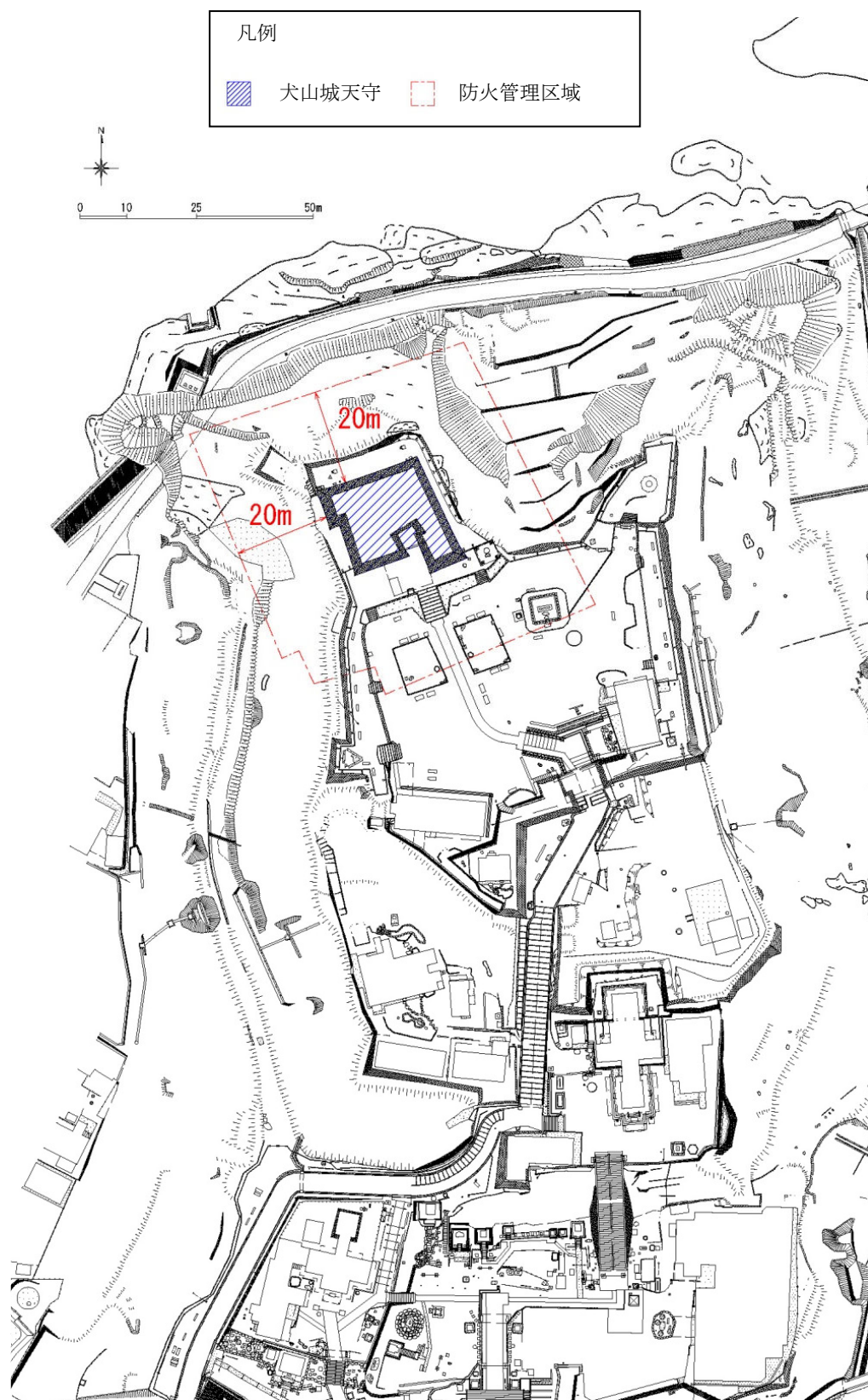


图 5.21 防火管理区域

ウ 予防措置

火災の発生を未然に防ぐために、以下の考え方にに基づき予防措置を定める。

(ア)火気等の管理

防火管理区域においては、火気の使用及び危険物の持ち込みを原則禁止とする。工事等において、やむを得ず臨時に火気を使用する必要がある場合には、その都度許可権者の許可を受け、防火管理上必要な指示を受ける。火気使用者は火気使用の許可については消防と協議し、指導を受ける。また、火気の使用前後に点検を行い、安全を確認する。

防火管理区域の範囲の中に第1次近接建造物は存在しないが、本丸に火気(LPG)を使用する売店施設がある。城郭内で火気を使用する施設については、『犬山城消防計画』の規定による施設の自主検査を怠りなく実施するほか、火気設備や器具等の利用に関する確認項目を策定し、火元責任者が火気器具等を随時自主点検する等、管理を徹底する。

さらに、来訪者による火気や危険物の持ち込みを防止するため、入場管理方法の見直し(「第6章第3節1(3) 天守の公開活用方法」を参照)と合わせて、大型荷物用ロッカーの増設や手荷物検査等の実施を検討する。

(イ)可燃物の管理

天守内には展示品以外の可燃備品が置かれており、今後は可燃物の整理や除去に努める。危険物を扱う城郭内の施設について、防火管理者あるいは火元責任者が危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等について管理する。可燃物の回収と廃棄について、適切な回収スケジュールと場所を定め、散乱を防ぐ。

(ウ)警備

防犯上の理由により、非公開とする

(エ)電気設備の更新と定期点検

犬山城天守の電気設備は昭和の解体修理時に設置したもので、老朽化していると考えられることから、安全性のため電気設備を更新する必要がある。電気設備の更新検討について「第7章第3節2(3) 天守の整備方法」を参照する。また、電気主任技術者による電気設備の定期点検(絶縁抵抗測定等)を行い、不備、欠陥があった場合、直ちに対処策を講じる。常時の点検として、照明器具・配線の状態や劣化の度合いに加え、コンセントや電気コードにはほこりがたまっていないかも注意する。地震による電気火災の防止対策として、停電時に電気設備の点検を行う等、復電する際の安全確認を行う。なお、落雷対策については「第5章第3節2(6) その他の災害対策」を参照する。

エ 安全対策と避難活動

火災等の非常時に来訪者が安全かつ効率よく避難できるように、現在の避難手順の有効性を検証し、最大登閣者数の妥当性も含めて改善方法を検討する。検証方法については必要に応じて専門家の助言を得る。検証時に、複数箇所での火災発生や転倒事故の発生等、様々な場面を想定するように努める。

また、逃げ遅れた来訪者が出た場合、もしくは避難ルートが通行不可能になった場合を想定し、来訪者を救助する方法も検討する。天守の廻縁や数多くの窓開口部等の建築的特徴を利用し、救助袋等の避難用具を利用する救助方法を検討する。避難器具等を天守に設置する場合は、復元部分である附櫓を活用する等、できるだけ天守の価値への影響を最小限にするように努める。

さらに、避難時に転倒等の事故を防ぐために、避難ルートの要所（階段、地下階、出入口等）での防災対策の強化を検討し、階段手摺、地下階の石垣や出入口枠等の健全性の定期点検に努める。

オ 消火体制

火災・地震その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるように、現在の消火体制の向上を検討する。

(7) 自衛消防隊による初期消火

『犬山城消防計画』と『犬山城防災マニュアル』に定められた自衛消防隊の体制と行動の有効性を検証し、改善方法を検討する。特に天守内部で様々な出火場所を想定し、初期消火が困難な場所を確認し、対応策を検討する。対応策については必要に応じて専門家の助言を得る。また、夜間の消火体制の改善も検討する。

(8) 訓練実施計画

消防訓練と防災教育を今後も定期的実施するほか、防災の検討によって体制の変更や設備の更新があった場合は速やかに関係職員に通知し、必要に応じて臨時訓練を実施する。また、犬山城券売所での目視等での確認によると、外国籍の来訪者は増加傾向にある。そのため、訪日外国人の来訪者の安全性かつ防災全体の円滑性のために、多言語で対応できるように、訓練内容を適宜見直す。

(9) 地域の協力体制

城郭内施設の所有者、消防団と地域の自主防災組織との協力体制について検討を行う。災害時の共助体制等について協議し、面的な防災力の強化を図る。

(2) 防犯計画

現状の防犯体制を継続する。事故が発生した場合は、防犯上の不備等の要因を調査し、再発防止を図る。放火等を防ぐために、必要に応じて手荷物検査や荷物預かりを実施する等、防犯体制の強化を図る。特に荷物の預かりは防犯だけでなく、来訪者の快適性と衝突による建物の損傷を防ぐ観点からも重要であるため、今後荷物の管理方法を活用・整備と合わせて検討する。

(3) 防災設備計画

ア 今後の設備整備計画

今後は防災や避難体制の検証と合わせて、防災設備の改善を図り、必要に応じて新たな防火設備の設置についての検討を行う。特に以下の点を中心として検討し、防火対策を整備する。

- ・ 既存防災設備の有効性を定期的に見直し、特に自動火災報知設備の性能と設置位置について天守の周辺も含めたそれぞれの場所の特性を考慮しながら検証を行う。既存防災設備の有効性が不十分なところについて、炎検知器等適切な設備の整備を検討する
- ・ 職員による初期消火が困難な場所について、スプリンクラー等の自動消火設備の整備を検討する
- ・ 避難ルートの要所（階段、地下階、出入口等）での防火対策の強化を検討する
- ・ 連結送水管の設置等、補水にかかる時間の短縮を検討する

イ 保守管理計画

今後も消防法により定められた定期点検（作動点検、外観点検、機能点検と総合点検等）を点検業者に委託して実施し、防災設備の良好な作動を維持する。また、同法に定められていない防災・防犯設備等についても、同法に準じた点検を実施する。防火管理者は法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、1年に1回消防長に報告する。不備、欠陥があった場合、直ちに対処策を図る。防災設備の設置位置、操作方法と点検に関する事項を消防計画に記し、職員がこれらを熟知するため、定期的な教育と訓練を行う。

(4) 地震時の対処方針

日常の地震対策、地震時の安全措置と地震発生後の対処に関する方針を消防計画に定め、詳細な事項について『犬山城防災マニュアル』に記載し、職員への周知徹底を図る。以下はその基本的な考え方を示す：

ア 日常の地震対策

- ・ 展示品の転倒防止措置を行う等、地震時の災害の防止並びに軽減に努める。
- ・ 震災用の備蓄品や救助用機材を確保し、定期的に点検する。
- ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震等に関する情報に注意し、対応策を定める。

イ 地震時の安全措置

- ・ 自身の安全を守ることを第一とする。

ウ 地震発生後の対処

- ・ 被災者の救助を優先し、避難誘導と自衛消防活動を行う。
- ・ 広域の震災情報を収集し、対応措置と情報共有を講ずる。
- ・ 全体の被災状況を把握し、歴史まちづくり課への報告と対応措置を行う。

(5) 風害対策

天守の日常的な点検を励行し、特に瓦と壁漆喰の破損を発見した場合は早い段階で修繕を図り、飛散や落下のリスクを低減させる。また、気象庁により警報、注意報等が発表された場合は、必要に応じて閉門（休城）や開城時間の短縮等により来訪者の被害を防止する。

(6) その他の災害対策

落雷

今後も避雷設備の法定検査・保守メンテナンスを怠りなく行い、天守と内部設備の落雷被害を最小限にする。さらに、天守だけでなく、周辺樹木も雷の直撃を受ける可能性があり、周辺樹木が落雷によって着火した場合の飛び火も火災要因の一つとなるため、今後樹木管理を適切に行っていく。

3 緊急連絡体制の構築

史跡および天守において災害が発生した際、迅速な対応を行うための緊急連絡体制を以下に示す。

(1) 開場時

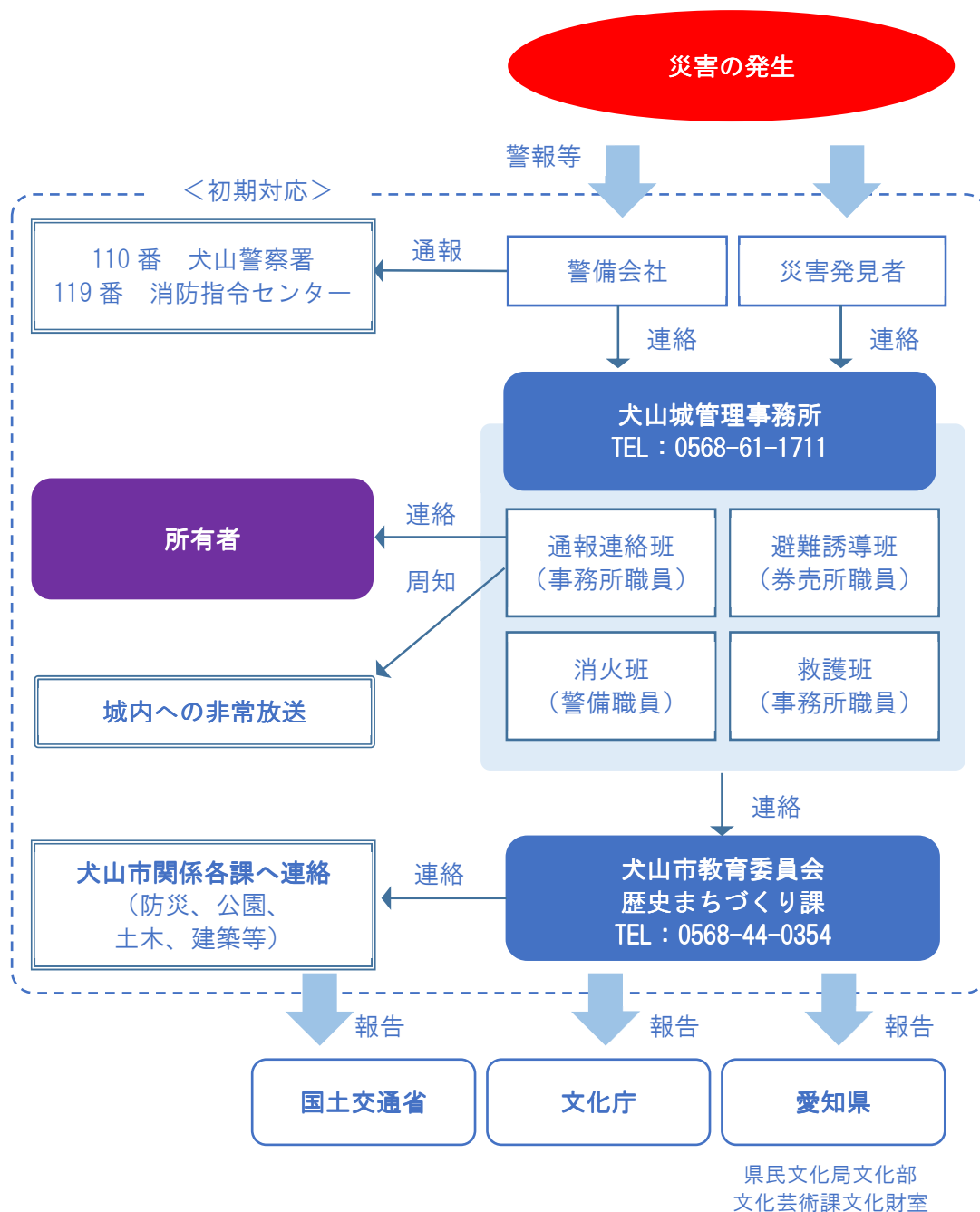


図 5.22 災害時における緊急連絡体制（開場時）

(2) 閉場時（夜間等）

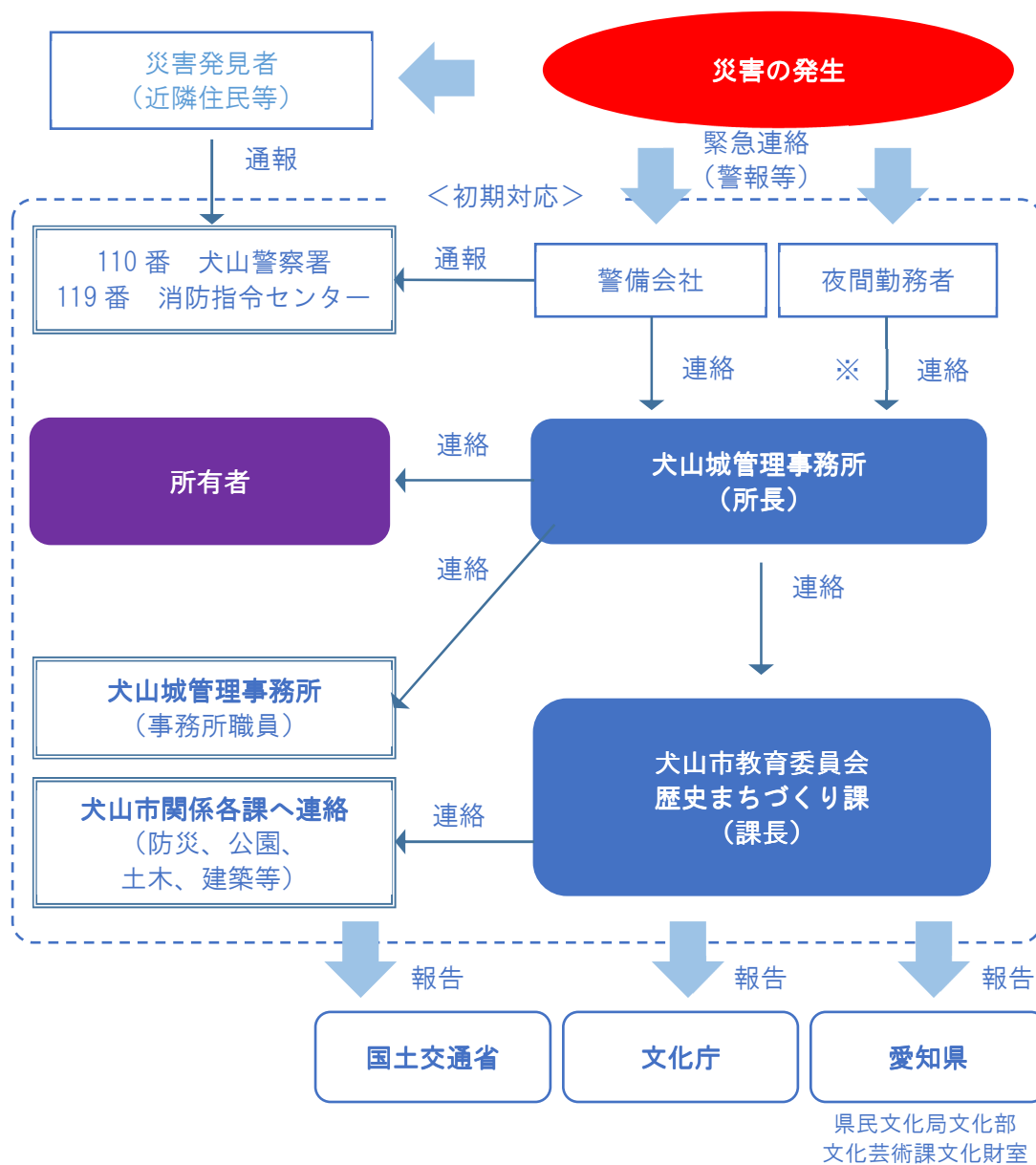


図 5.23 災害時における緊急連絡体制（閉場時）

- ・ 施設に異常(煙及び熱感知器作動・侵入による警備装置作動)があった場合、警備会社に連絡が入り警備員が出動するとともに、119番通報する。
- ・ 施設で原因を確認し、火災であれば消防へ、侵入であれば警察に連絡する。

※犬山城天守で火災が発生した場合には、自動火災報知設備と連動した火災通報装置から119番通報される。